



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1218	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
1219	〃	( 〃 ).....	2
1220	生活保護法による施術機関の指定	(福祉保健総務課).....	2
1221	生活保護法による医療機関の指定	( 〃 ).....	2
1222	公共測量の終了	(技術調査課).....	2
1223	公有水面埋立て工事のしゅん功認可	(港湾空港課).....	3
1224	平成24年和歌山県告示第263号(平成24年度県立近代美術館の使用料)の一部改正	(教育委員会).....	4
1225	平成24年和歌山県告示第264号(平成24年度県立博物館の使用料)の一部改正	( 〃 ).....	4
1226	平成24年和歌山県告示第265号(平成24年度県立紀伊風土記の丘資料館の使用料)の一部改正	( 〃 ).....	4
1227	平成24年和歌山県告示第266号(平成24年度県立自然博物館の使用料)の一部改正	( 〃 ).....	5

## 告 示

### 和歌山県告示第1218号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年11月28日まで縦覧に供する。

平成24年10月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 申請年月日  
平成24年9月28日
- 名称  
特定非営利活動法人ひまわり
- 代表者の氏名  
仁木常子
- 主たる事務所の所在地  
和歌山県和歌山市宇須四丁目2番17号
- 定款に記載された目的

この法人は、地域に住む精神障害者に対して、小規模通所授産施設の運営に関する事業を行い、その活動を通して社会性をはぐくみ、生活の訓練を行うことで、地域社会での生活を支え、また、地域に対して啓蒙活動を行うことによって、誰もがいきいきと生活ができる社会作りに寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第1219号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年11月28日まで縦覧に供する。

平成24年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成24年9月28日

## 2 名称

特定非営利活動法人いきいき和歌山がんサポート

## 3 代表者の氏名

谷野裕一

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市黒田104番地の1 なかもとビル302号

## 5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県のがん患者とその家族のみならず、広く県民に対して、がんの診療や精神的サポートなどに関する事業を行い、和歌山県のがん治療の向上やがん患者とその家族のサポート、及び県民のがんに対する意識の向上に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第1220号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩柔 15-24	木下善文	紀北整骨院	岩出市中迫110-10	平成 24.9.1

## 和歌山県告示第1221号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
紀医 13-24	どばしクリニック胃腸内科・呼吸器内科・外科	紀の川市北勢田228番1	平成 24.10.1

## 和歌山県告示第1222号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成24年10月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(東和歌山第二地区土地区画整理事業)
- 2 作業期間 平成23年8月1日から平成24年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山市黒田、納定、吉田、太田の各一部

### 和歌山県告示第1223号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、同条第3項の規定により、関係図書を白浜町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧に供する。

平成24年10月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 しゅん功認可を受けた者

- (1) 所在地 和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地
- (2) 名称 白浜町
- (3) 代表者住所 和歌山県西牟婁郡白浜町2347番地の7
- (4) 代表者氏名 白浜町長 井濶誠

#### 2 埋立区域

##### (1) 位置

西牟婁郡白浜町字浜通り1665番、1666番1、1666番、1667番15の地先公有水面

##### (2) 区域

###### c区域

次の各点の内c1の地点からc15の地点を順次直線で結んだ線及びc15の地点とc1の地点を結んだ線により囲まれた区域

c1地点 国土地理院三等三角点「番所山」(北緯33度41分35秒 東経135度20分08秒)から165度28分45秒 1,893.82mの地点

c2地点 c1の地点から48度12分55秒 81.27mの地点

c3地点 c2の地点から303度05分13秒 2.67mの地点

c4地点 c3の地点から270度00分00秒 0.79mの地点

c5地点 c4の地点から48度12分55秒 6.25mの地点

c6地点 c5の地点から123度05分19秒 14.31mの地点

c7地点 c6の地点から172度28分21秒 3.68mの地点

c8地点 c7の地点から220度59分42秒 9.10mの地点

c9地点 c8の地点から176度03分16秒 16.58mの地点

c10地点 c9の地点から208度09分39秒 10.67mの地点

c11地点 c10の地点から212度58分55秒 10.40mの地点

c12地点 c11の地点から182度35分06秒 14.49mの地点

c13地点 c12の地点から220度20分19秒 10.11mの地点

c14地点 c13の地点から232度23分43秒 10.02mの地点

c15地点 c14の地点から301度26分40秒 34.70mの地点

###### e区域

次の各点の内e1の地点からe14の地点を順次直線で結んだ線及びe14の地点とe1の地点を結んだ線により囲まれた区域

- e1地点 国土地理院三等三角点「番所山」(北緯33度41分35秒 東経135度20分08秒)から165度34分12秒 1,917.70mの地点
- e2地点 e1の地点から334度27分03秒 5.82mの地点
- e3地点 e2の地点から6度35分22秒 0.45mの地点
- e4地点 e3の地点から337度33分50秒 4.68mの地点
- e5地点 e4の地点から346度44分50秒 1.50mの地点
- e6地点 e5の地点から23度28分47秒 4.20mの地点
- e7地点 e6の地点から60度53分18秒 2.56mの地点
- e8地点 e7の地点から91度46分01秒 4.04mの地点
- e9地点 e8の地点から98度20分41秒 3.56mの地点
- e10地点 e9の地点から99度07分13秒 2.34mの地点
- e11地点 e10の地点から127度01分55秒 3.16mの地点
- e12地点 e11の地点から216度18分56秒 4.24mの地点
- e13地点 e12の地点から125度58分10秒 0.46mの地点
- e14地点 e13の地点から215度41分46秒 7.88mの地点

(3) 面積

2,808.90㎡

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 公有水面埋立免許の年月日及び番号

平成22年7月9日和歌山県指令港振第548号

5 しゅん功認可年月日

平成24年10月16日

---

**和歌山県告示第1224号**

平成24年和歌山県告示第263号(平成24年度県立近代美術館の使用料)の一部を次のように改正する。

平成24年10月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

備考に次のように加える。

8 関西文化の日(11月17日及び18日)の入場料を無料とする。

---

**和歌山県告示第1225号**

平成24年和歌山県告示第264号(平成24年度県立博物館の使用料)の一部を次のように改正する。

平成24年10月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

備考に次のように加える。

7 関西文化の日(11月17日及び18日)の入場料を無料とする。

---

**和歌山県告示第1226号**

平成24年和歌山県告示第265号(平成24年度県立紀伊風土記の丘資料館の使用料)の一部を次のように改正する。

平成24年10月16日

備考に次のように加える。

- 6 関西文化の日(11月17日及び18日)の入場料を無料とする。

---

**和歌山県告示第1227号**

平成24年和歌山県告示第266号(平成24年度県立自然博物館の使用料)の一部を次のように改正する。

平成24年10月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

備考に次のように加える。

- 5 関西文化の日(11月17日及び18日)の入場料を無料とする。